

多古町 木造住宅の耐震改修補助金制度について

地震に強いまちづくりを進めるため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修を実施する場合に、耐震改修に要する費用の一部を補助する事業を平成23年6月1日からスタートいたしました。

1. 対象住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。
- ② 地上階数が2階以下であること。
- ③ 主要構造部に木材を用いたものであること。
- ④ 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物

2. 対象者

- ① 町内に住所がある方
- ② 住宅を所有し、かつ、現に居住していること
※町税などを滞納している方は補助を受けることができません

3. 補助金額

耐震改修に要する費用の3分の1の額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

※耐震改修に要する費用：耐震設計費、工事監理費、耐震工事費

4. 補助金の申請

- ① 耐震改修に着手する前に補助金の申請を行ってください。
- ② 補助金を受けるには、耐震設計、工事監理、耐震工事をすべて行う必要があります。
- ③ 補助金の申請には、耐震診断の結果が必要です。(事前に耐震診断を実施してください。)

5. 問い合わせ先・申請先

申請方法の詳細やご不明な点は

都市計画課

TEL 0479-76-5408

までお問い合わせください。

●多古町木造住宅耐震改修補助金交付申請手続きの流れ●

